

小中一貫教育について

1. 小中一貫教育の制度について
2. 各制度の特色
3. 今後の方向性
4. 併設型小・中学校の導入事例
5. 併設型小・中学校を導入することで想定される効果

1. 小中一貫教育の制度について

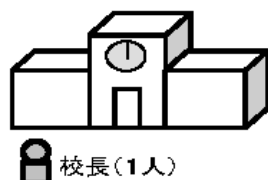
義務教育学校	一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う		
小中一貫型小・中学校	組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態	併設型小・中学校	同一設置者によるもの
		連携型小・中学校	小学校と中学校で設置者が異なるもの

【小中連携教育】・小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育

【小中一貫教育】・小・中学校段階の教員が**目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す**

①義務教育学校

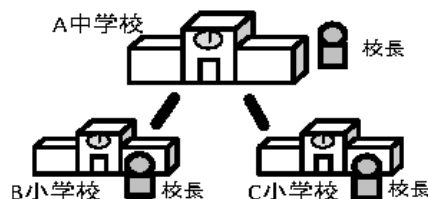
- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
- 修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

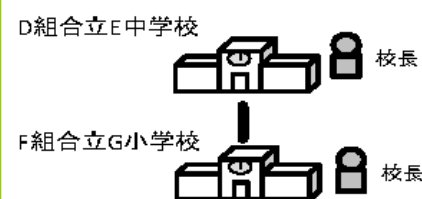
- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



- ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
- 例・総合調整を担う校長を定める
- ・学校運営協議会の合同設置
- ・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



- ※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

2. 各制度の特色

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
		施設一体型	施設分離型
設置者		同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年 中学校3年	
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する方針等を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	併設型を参考に、適切な運営体制を整備すること

2. 各制度の特色

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校		中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
			施設一体型	施設分離型	
免許		原則小学校・中学校の免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		同左
教育課程		・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○	
	指導内容の入替・移行	○	○	×	
施設形態		施設一体型／施設隣接型／施設分離型 ※いずれの形態も想定される			
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を準用		
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校・中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離		概ね6 km以内	小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内		
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

3. 今後の方向性

【小中一貫教育を導入するにあたっての課題と意見】

- ・義務教育学校を導入するには、教職員組織の一本化と教員免許(小中併有)のハードルがある。
- ・小学校と中学校とで、教職員の文化の違いが大きく、理解し合いながらすり合わせていくには一定の期間が必要。(急激な変化を求めることは、実効性が得られない可能性も)
- ・小中学校の連携強化を図るには、コミュニケーションを密にする必要がある。
- ・小学校と中学校の距離が離れていると、コミュニケーションが取りづらい。
→小中が同じ場所にある方が、コミュニケーションを取りやすく、連携強化を図ることができるのではないか。
同じ場所で教育活動を進める中で、段階的に義務教育学校へ移行すること想定される。



【小中一貫教育導入の方向性】

●新しい学校では、「併設型小・中学校」を目指す。

- ・9年間の教育目標、教育課程の設定
- ・小中合同組織や体制、運営の仕組等の整備
- ・学校運営協議会等を活用した地域との連携・協働の推進強化
- ★既存の小中学校の組織を生かしつつ、連携強化を図る

●規模(学級数)、敷地面積等の条件がクリアする場合は、可能な限り、 施設一体(隣接)型での整備を目指す。

4. 併設型小・中学校の導入事例

●神奈川県横浜市

横浜市教育委員会は2017年に市立学校の小中一貫教育の新しい制度として「併設型小学校・中学校」の導入を承認した。市教育委員会の裁量で学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程を編成できるのが特徴で、2017年4月1日から市内の4中学校区で導入し、2020年度以降に独自の教育課程の実施を目指す。

【導入する中学校区】

- (1) 菅田中、池上小、菅田小、羽沢小（神奈川区）
- (2) 西中、西前小（西区）
- (3) 旭中、中沢小（旭区）
- (4) 高田中、高田小、高田東小（港北区）



横浜市立菅田中学校



横浜市立菅田中学校

【導入による効果】

- 2009年度から実施しているブロック制の小中一貫教育では、中学校での指導内容の一部を小学校で教えたり、独自教科を設定したりするには、文部科学相の指定が必要だったが、併設型では市教委の裁量で編成できる。
- 小中一貫の義務教育学校は、1校名、1校長だが、併設型は校名に変更はなく、校長も小中各校に置き、学校間の調整を担う校長を1人定めて連携を図る。
- 義務教育学校の教員は原則小中学校両方の免許が必要だが、併設型では所属する学校の教員免許で対応できるため、「現在の小中学校の組織を活かしたまま連携を強化できる」（市教委）という。
- 市教委によると、学習内容が難しくなったり、学級担任制から教科担任制へ移行したりして、中学進学時に環境の変化に戸惑う生徒もいるといい、「学習と生活の両面で小中学校の連携を充実させたい」としている。

5. 併設型小・中学校を導入することで想定される効果

インクルーシブ教育

- 支援が必要な児童生徒に対して、**9年間の中期的な視野で教育支援計画を策定し**、個別に対応することが可能となる。
- **教職員や支援スタッフ間の連携が密になり**、児童生徒の発達や学習進捗を一貫して把握できる環境が構築される。

地域資源を生かした学び + 学校と地域との関係

- **学校運営協議会が1つにまとまり**、連携がしやすくなる。
- 地域のボランティアや地域資源の共有がしやすくなり、**地域資源を活用した学びをより充実させることができる。**
- 地域コミュニティとの関係性が深まり、教育内容を地域の特性に合わせてカスタマイズすることが可能。

新しい学校づくりの 基本的な方向性

デジタルを活用した学び

- デジタルツールやICTを活用した学びの継続性を確保しやすく、児童生徒が**デジタル技術を活用するスキルを長期的に身につける機会が増える。**
- デジタル資源を小中で共用することで、**個別最適化された教育を提供しやすい環境が整備できる。**

教職員の働き方改革

- 児童生徒についての情報連携が必要な時にスムーズに行われることで、**児童生徒や保護者が安心して学校生活を送れるようになり、保護者対応等の負担が軽減される。**
- 小中それぞれの指導の特性を理解し合うことで、双方への相乗効果が期待される。